

立地用地取得事業助成金取扱要領

1. 助成金の趣旨

雇用の場の拡大と経済の振興を促進するため、事業者が実施する工場等を新增設するための新たな用地の取得を支援するものです。

2. 助成対象

対象事業	対象者	要 件
土地の取得	製造業者	1 工場新增設事業助成金、高度先端産業立地事業助成金又は創造産業立地事業助成金の認定を受けた事業者が、当該事業に伴って行うものであること。 2 土地の取得又は登記した日から5年以内に、工場等の操業又は事業を開始するものであること。 3 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。

※ 事業者とは、会社法上の会社及び営利を目的とし税務署長に開業届出書を提出している個人事業主をいう。

3. 助成内容

助成金の額	限度額
工場等の操業又は事業を開始した日以後において、課税されることとなる固定資産に係る評価額（土地に限る。）に100分の5（市外からの本社機能移転を伴う場合は、100分の6）を乗じて得た額以内	1の年につき5,000万円（市外からの本社機能移転を伴う場合は、6,000万円）

※ 助成金算定額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。

※ 年度毎の限度額の累計は、当該年度の交付申請に対する額の合計とする。

4. 申請期限

交付申請期限
工場新增設事業助成金の対象となった建物について、最初に固定資産税を課された年度の6月末日（ただし、高度先端産業立地事業助成金又は創造産業立地事業助成金に伴うもの場合は、事業が完了した日から1年以内）

5. 助成金の申請手順及び提出書類

手 続	提 出 書 類	
事業の開始 ↓ 事業の完了 ↓ 助成金の交付申請 ↓ 交付決定通知書受理 ↓ ↓ ↓ ↓ 助成金請求書提出 ↓ 助成金の交付	交付申請時の提出書類	備 考
	土地の売買契約書の写し	※工場新增設事業助成金、高度先端産業立地事業助成金又は創造産業立地事業助成金の助成金交付申請書に添付すること
	領収書の写し	左記がない場合は、銀行振込確認書などの、事業の支出を証する書類の写し
	その他	上記書類以外に必要と認めた場合は、追加書類の提出を求める場合がある。
	助成金請求時の提出書類	備 考
	—	※工場新增設事業助成金、高度先端産業立地事業助成金又は創造産業立地事業助成金の助成金請求書にて請求する。

6. 備考

この要領は、春日井市商工業振興条例施行規則（昭和 62 年春日井市規則第 19 号）別表第 2（第 4 条関係）に定める立地用地取得事業助成金の取扱について必要な事項を定めるものとする。

7. 問い合わせ

春日井市産業部企業活動支援課

電 話 0 5 6 8－8 5－6 2 4 7

F A X 0 5 6 8－8 4－8 7 3 1

メー ル kigyo@city.kasugai.lg.jp